

北海道地区7国立大学法人の工事入札監視委員会の設置に関する概要

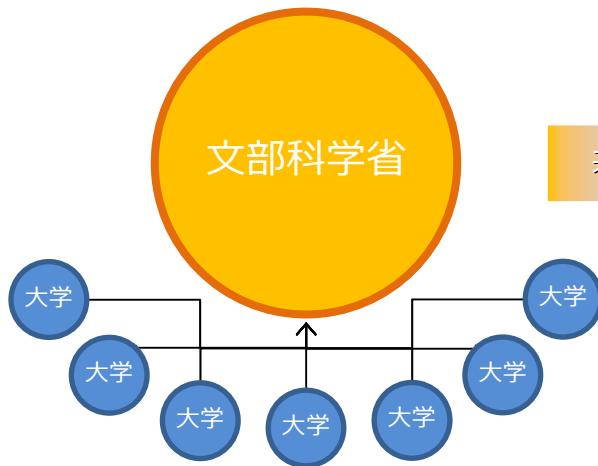
「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」並びに指針（※）において、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置として、第三者機関による審議を定めている。これまで、文部科学省が設置した委員会へ各大学が審議を依頼していたが、指針に基づき、北海道地区7国立大学法人において、委員会を共同設置するものである。

（※）公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成18年5月23日閣議決定）

【抜粋】第三者機関については、各省各庁の長等が各々設けることを基本とするが、それが必ずしも効率的とは認められない場合もあるので、状況に応じて、規模の小さい市町村や特殊法人等においては第三者機関を共同で設置すること。

【従 来】

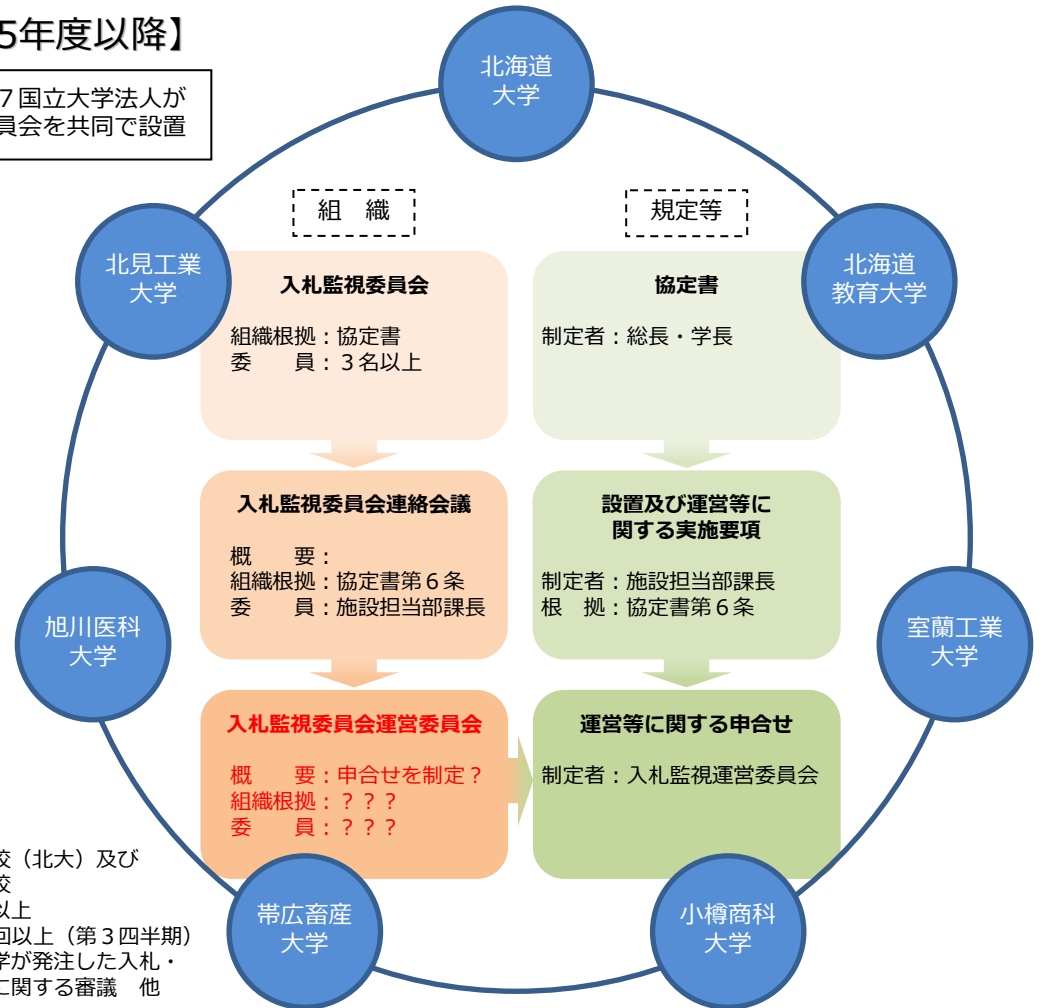
文部科学省が設置した入札監視委員会へ、各大学が審議を依頼



共同設置

【平成25年度以降】

北海道地区7国立大学法人が入札監視委員会を共同で設置



庶務：文教施設企画部施設企画課契約情報室
 委員：3名以上／建築分野2名（大学教授等）
 （6名） 法律分野2名（弁護士等）
 監査分野2名（公認会計士等）
 開催数：年4回（6月，9月，12月，3月）
 審議内容：審議を依頼した国立大学法人等が発注した入札・契約に関する審議 他

庶務：基幹校（北大）及び当番校
 委員：3名以上
 開催数：年1回以上（第3四半期）
 審議内容：各大学が発注した入札・契約に関する審議 他